

社会福祉法人安栄福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安栄福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	3,000円	2,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	3,000円	2,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費

を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の年間合計額の上限)

第5条 第3条および第4条に定める報酬等については、安栄福社会定款の規定により、1年間の合計額が一人当たり50,000円を超えない範囲で支払うものとする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規定は、平成30年4月1日より改定施行する。(平成30年3月29日承認)

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(日額)	3,000円	2,000円	
業務執行理事業務報酬等(日額)	3,000円	2,000円	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	3,000円	2,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	3,000円	2,000円	